

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成20年11月11日(火)

開会 13時30分

閉会 16時30分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 竹下謙委員長、井村正勝委員、山根一枝委員、丹保健一委員、向井正治教育長

欠席者 無し

## 4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 予算経理室長 中川弘巳 予算経理室副室長 藤森正也

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室副室長 川口朋史

人材政策室副室長 濱田嘉昭 人材政策室主幹 森田由之 人材政策室主査 山本順三

人材政策室主査 中村元保

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

学校教育分野

特別支援教育室長 土肥稔治 特別支援教育室副室長 大原喜教

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室指導主幹 別所志津子

社会教育・文化財保護室主査 杉谷尚樹

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第31号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第32号 平成20年度三重県一般会計補正予算(第7号)について	原案可決
議案第33号 条例案について	原案可決
議案第34号 条例改正案について	原案可決
議案第35号 三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第36号 三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第37号 三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第38号 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第39号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について	原案可決
議案第40号 職員の懲戒処分について	原案可決

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

竹下委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回教育委員会（平成20年10月23日開催）審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・**議事録署名人の指名**

山根一枝委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第32号から38号が意思形成過程のため、議案第39号、40号が人事案件のため非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第31号を先に行い、その後、非公開の議案を番号順に審議することを確認する。

・ **審議内容**

**議案第31号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（人材政策室長説明）

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。1ページをご覧ください。内容ですが、この規則の第12条に、これは特別休暇の規定ですが、裁判員制度に伴い、「証人」を「裁判員、証人」に改めるというものです。この規則は、裁判員制度の始まる平成21年5月21日から施行します。2ページをご覧ください。改正理由ですが、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が施行されることに伴いまして、公立学校職員の関係規則について所要の改正を行うものです。改正内容としては、特別休暇について、裁判員として裁判所に出頭する場合を加えるという内容です。施行期日は先ほど述べた通りです。3ページが新旧対照表です。

**【質疑】**

委員長

これは形式的問題ですけど、どうでしょうか。

丹保委員

これは、特別休暇ですけども、例えば裁判員制度が始まると、どれ位の期間を休んで、それに対して手当てはどうするんですか。

人材政策室長

具体的に何日位法廷に出なければならぬか、今の時点では把握していないんですけど、手当というのは特段考えておりません。教員が出張して1日空いたのと同じような考え方で、学校の方で対応してもらいます。

丹保委員

手当というのは、その間、別の方はいないわけですか。

人材政策室長

教員が出張する時も授業に関して特別な手当というのはしていません。長期にわたって職場を離れるという場合は、常勤なり非常勤を配置しますが、時間割を変えるなどで学校で対応していただきます。

丹保委員

それは短期間ですが、長期間というのはあり得ないのですか。

人材政策室長

あり得ません。1つの重大な刑事事件について審理を行うというものですので、ある期間に何回か法廷へ行くというものです。

丹保委員

そうすると、それに対して特別なことをしないで、学校内で収めるようにしてくださいということですね。

委員長

本当にそうなのですか。

人材政策室長

想定されるのが3日から5日位です。

委員長

そんなものですか。

人材政策室長

はい。

委員長

常識的に考えれば、事件のことをよく分からないといけませんから、説明を受けないといけませんよね。それから審議に入っていくわけでしょう。その審議もスピードアップを図るそうですから、かなり集中的にするということになってきて、3日、5日で終わるのかなど。今のようにゆっくりやる裁判なら、3日やってまた休んで3日やってというくらいかなど。

教育長

過去ですけども、何回か県職員が関わった刑事事件に人事担当として出席したことがありましたけど、通常なら検察側で調べた状況を法廷で言って、それに対して弁護側が新たな証拠はありませんかと言って、あると言ったら、ではいつまでに2回目があって、それに対してさらに対抗というのがなければ、それで終わってしまう。さらに何回も何回もというのはまずありません。

委員長

それは証人でしょう。

教育長

証人というか、証拠を含めてですけども、それで検察側が一旦出して、それに対して弁護側が出したら、それ以上はあまり行ったことがありません。

委員長

裁判員というのは裁く方だから、中身がよく分からないと。だから相当拘束されるのかなと思っていたんですけども。

人材政策室長

裁判所が出している資料にも、大体3日から5日と書かれておりますので、その範囲位でということと思います。

委員長

それなら対応できますね。金銭的な手当はないんですね。

丹保委員

それはないです。

委員長

裁判員の方でもらえますね。

人材政策室長

これは制度上、国の方から日当8,000円位と書かれておりますけども、支給されるようです。それについては受けても問題ないです。給料と絡みが出てきますので、そこは整理する必要はありますけど。

委員長

それはまたその時で。他によろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

### 議案第32号 平成20年度三重県一般会計補正予算（第7号）について（非公開）

予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

### 議案第33号 条例案について（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

### 議案第34号 条例改正案について（非公開）

特別支援教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第 35 号 三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の指定管理者の指定について（非公開）**

**議案第 36 号 三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について（非公開）**

**議案第 37 号 三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について（非公開）**

**議案第 38 号 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について（非公開）**

スポーツ振興室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第 39 号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第 40 号 職員の懲戒処分について（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。